

各 論 資 料

PART 1 位置付けについて

PART 2 対象者及び給付要件について

<PART 1 : 位置付けについて>

雇用保険と緊急人材育成支援事業、生活保護の比較について

	雇用保険	緊急人材育成支援事業	生活保護
給付の目的	労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合に、労働力の維持・保全の観点から、求職活動中の生活の安定を支援する手当を支給することにより、その再就職を促進する。	雇用保険を受給できない者等が、安心して訓練を受講することができるよう、訓練期間中の生活を支援する手当を支給することにより、その就職を促進する。	資産・能力等あらゆるものを活用した上でもなお生活に困窮する方に対し、年齢、所在地、世帯構成等を考慮した上で必要な給付を行うことにより、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、その自立を助長する。
給付金等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者給付 ・就職促進給付 ・教育訓練給付 ・雇用継続給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練・生活支援給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活扶助 ・住宅扶助 ・教育扶助 ・介護扶助 ・医療扶助 ・出産扶助 ・生業扶助 ・葬祭扶助 <p>※これらの扶助基準から算出した最低生活費と収入を比較し、その不足する額を保護費として支給</p> <p>※介護扶助、医療扶助は、原則現物給付</p>
対象者	<p><u>適用要件</u></p> <p>週所定労働時間 20 時間以上、31 日以上の雇用見込み</p> <p><u>受給資格要件</u></p> <p>離職の日以前 2 年間に被保険者であった期間が 12 月以上あること（倒産・解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前 1 年間に被保険者であった期間 6 月以上あること）</p>	<p><u>対象者</u></p> <p>雇用保険を受給できない者 （雇用保険の受給資格がない者、雇用保険の受給終了者、 自営廃業者等）</p> <p><u>所得要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる生計者であること ・本人年収 200 万円以下かつ世帯全体でも 300 万円以下 <p><u>資産要件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の金融資産が 800 万円以下 ・居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと 	<p>資産、能力等あらゆるものを活用した上でなお生活に困窮する方</p>
給付額	<p>【離職前賃金を基準として一定割合を支給】</p> <p><u>基本手当日額</u></p> <p>1,640～7,685 円</p> <p><u>所定給付日数</u></p> <p>90～330 日</p>	<p>【定額】</p> <p><u>給付額</u></p> <p>月額 10 万円（被扶養者がいる場合は月額 12 万円）</p> <p><u>給付期間</u></p> <p>2 年を上限</p>	<p>【年齢、所在地、世帯構成等を考慮して必要な額を支給】</p> <p><生活扶助基準額の例（東京都区部等：平成 22 年度）></p> <p>3 人世帯（33 歳、29 歳、4 歳）の場合 月額 175,170 円</p> <p>単身世帯（30 歳）の場合 月額 84,990 円</p> <p>※児童養育加算を含む水準。なお、上記額に加えて、住宅扶助、医療扶助等が必要に応じ給付される。</p>
財源	<p>雇用保険料（失業等給付分）</p> <p>※一部国庫負担あり</p>	<p>「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）</p>	<p>一般会計</p> <p>（国が 4 分の 3、地方自治体が 4 分の 1 を負担）</p>

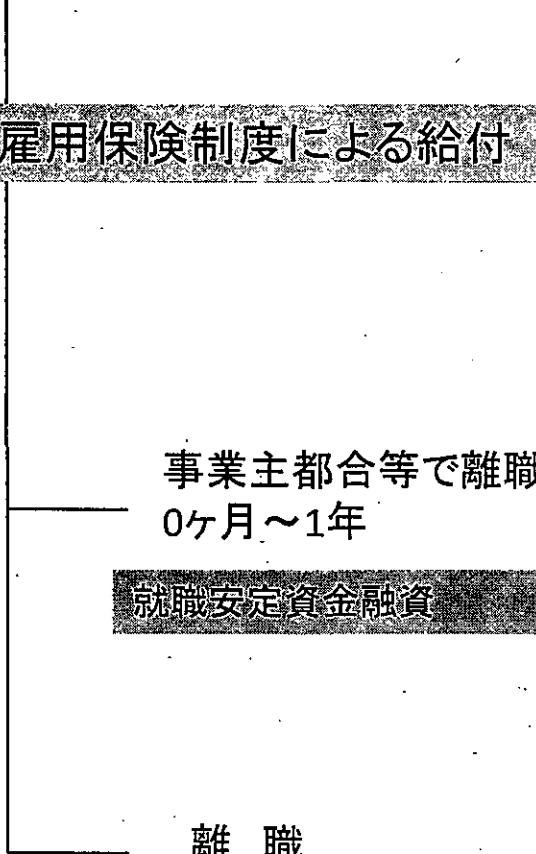
現在の第二のセーフティネットについて

住宅がなく
雇用保険受給資格のある
離職者の方

住宅がなく
雇用保険受給資格のない
離職者の方

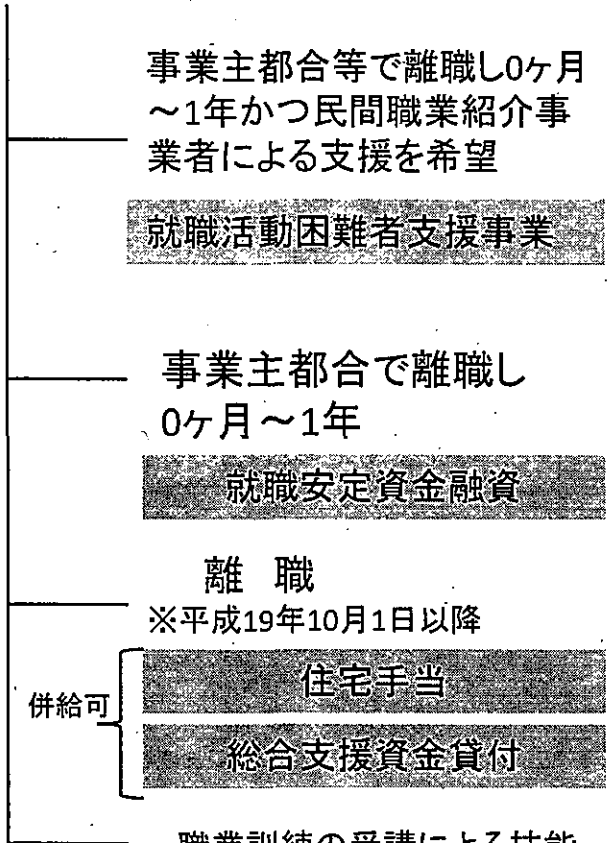
住宅があり
雇用保険受給資格のない
離職者の方

雇用保険制度による給付



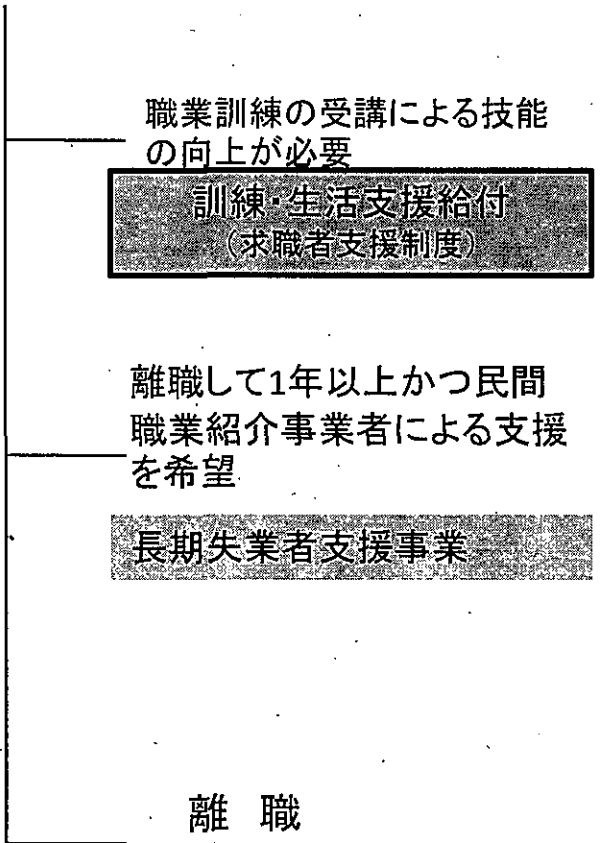
離職
※平成19年10月1日以降

住宅手当



職業訓練の受講による技能の向上が必要

訓練・生活支援給付
(求職者支援制度)



※この他、臨時特例つなぎ融資資金事業等がある。

<PART 2 : 対象者及び給付要件について>

ハローワーク来所者の求職活動に関する
アンケート調査（抄）
（対象者及び給付要件関係）

※全体の結果は参考資料として添付

「求職活動に関する調査」

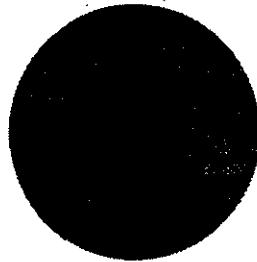
(雇用保険受給者、65歳以上の者、
在職者を除く)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

※ 有効回答数4279票のうち、問2の11(65歳～)、問4の1(在職中)、問4の5(失業中(雇用保険受給中(待機中を含む))),問4の6(失業中(雇用保険に加入し、受給可能だが自分の意思により未受給)を選択しなかった1448票について、回答内容を抽出し集計。

問1 あなたの性別は

ハローワークに来所した求職者の内訳は、男性が61.8%、
女性が38.2%。

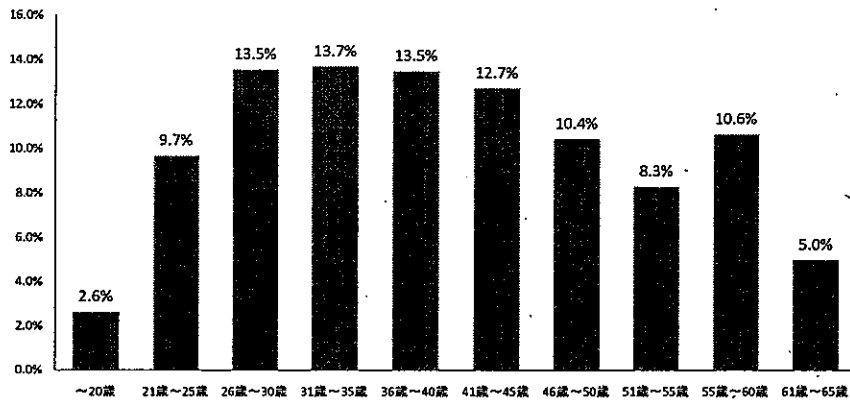


N=1448

出所：厚生労働省調べ(平成21年)

問2 あなたの現在の年齢は

ハローワークに来所した求職者のうち最も多かったのは、
31歳～35歳で13.7%。

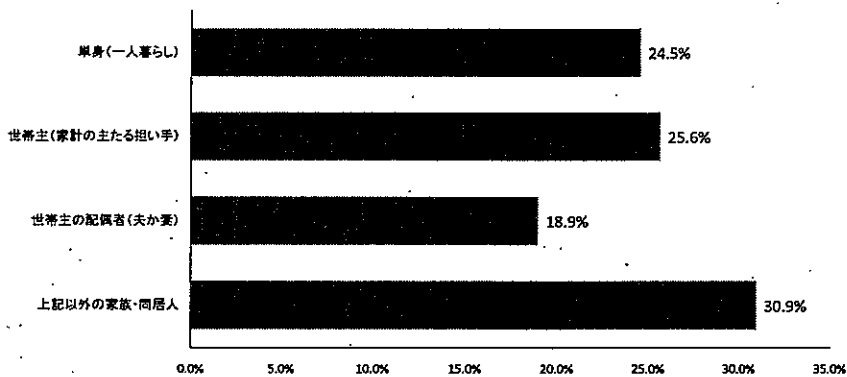


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問3 家族構成におけるあなたの現在の状況は

ハローワークに来所した求職者のうち、最も多かったのは、
上記以外の家族・同居人で30.9%。

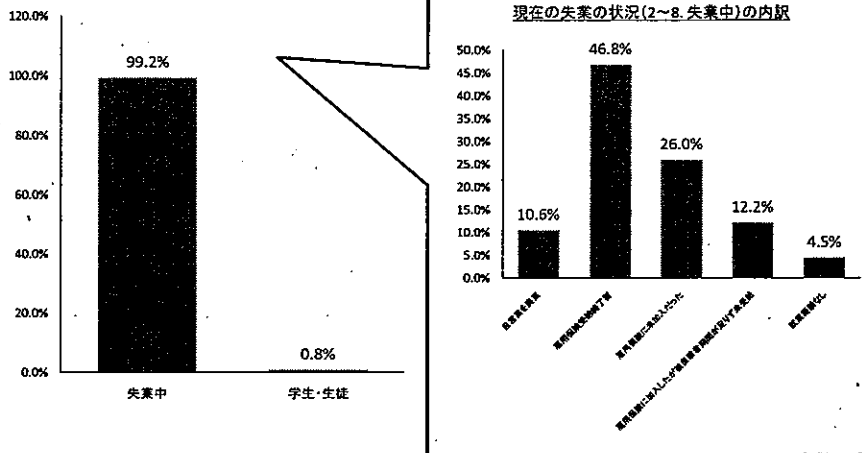


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問4 あなたの現在の状況は。

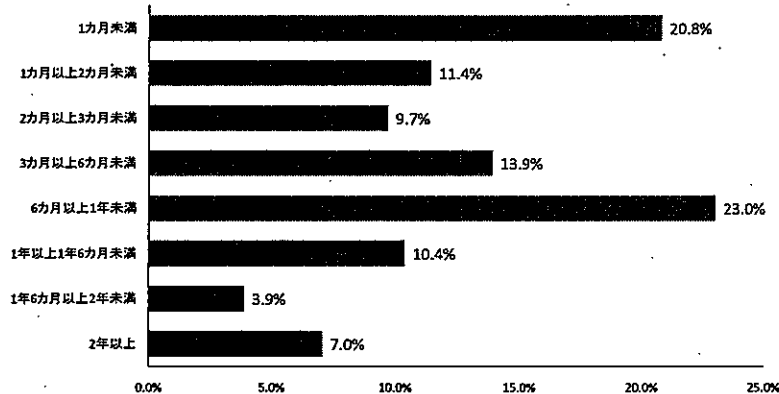
ハローワークに来所する求職者のうち失業中の者は99.2%。
そのうち、雇用保険受給終了者は46.8%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年) N=1448

問5 前職を離職した後どの程度の期間仕事を探していますか

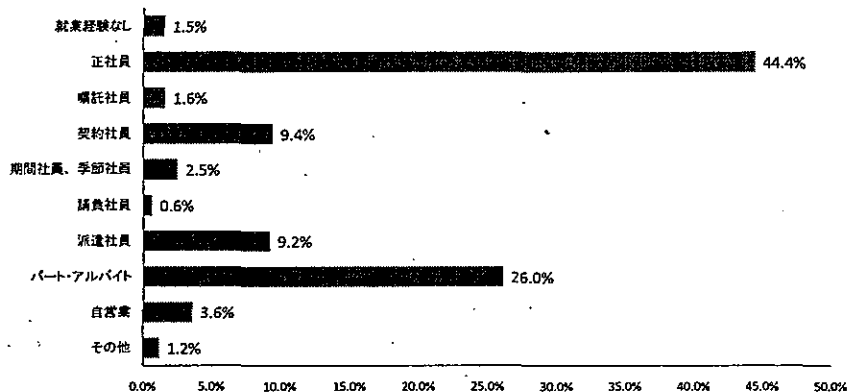
ハローワークに来所する求職者のうち最も多かったのは、求職活動期間が6カ月以上1年未満の者で23%。なお、1年以上続けている者は21.3%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年) N=1448

問7 離職前の直近の仕事の雇用形態は

ハローワークに来所する求職者のうち直近の離職前の雇用形態が正社員だった者は44.4%、非正規社員だった者は49.3%、自営業だった者は3.6%。

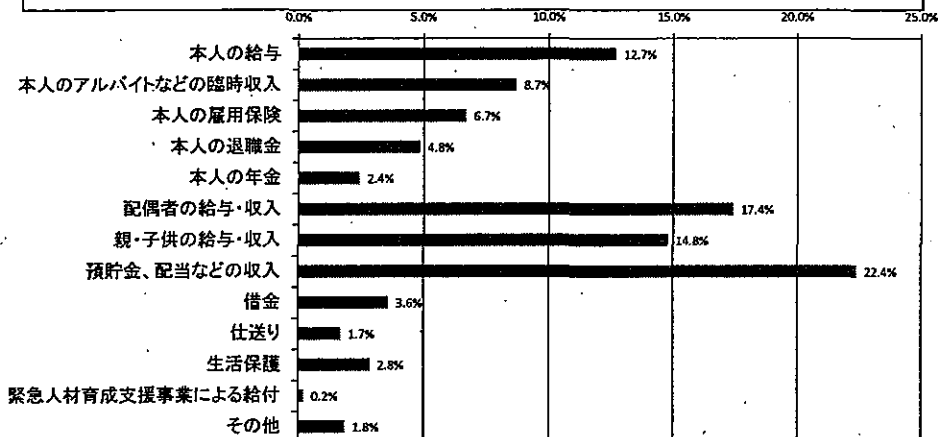


出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問11 現在、ご自身あるいはご家族も含めた生活費を、どのような収入でまかっていますか。(複数回答)

最も多かったのは預貯金、配当などの収入と回答した者が22.4%、次に多かったのは配偶者の給与・収入と回答した者が17.4%。



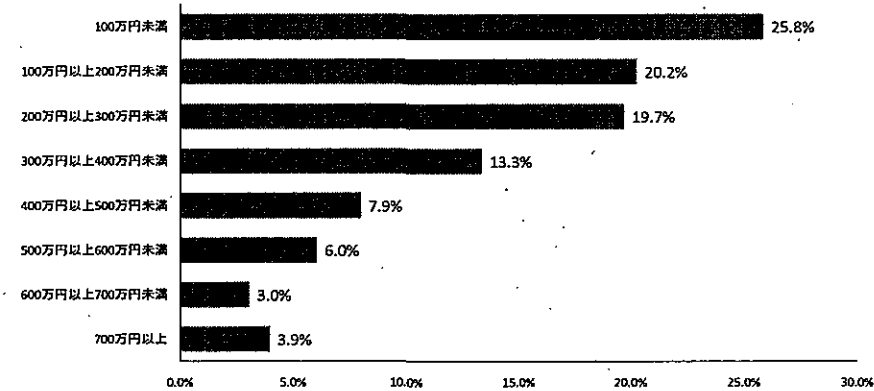
出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問12 家計を共にする家族全体でみた1年間のボーナスを含めた現在の年収総額(税込)は

ハローワークに来所する求職者のうち、年間の世帯年収が最も多かったのは100万円未満の者で25.8%。

なお、現行の緊急人材育成支援事業で給付要件となっている世帯年収が300万円未満の者は65.7%。



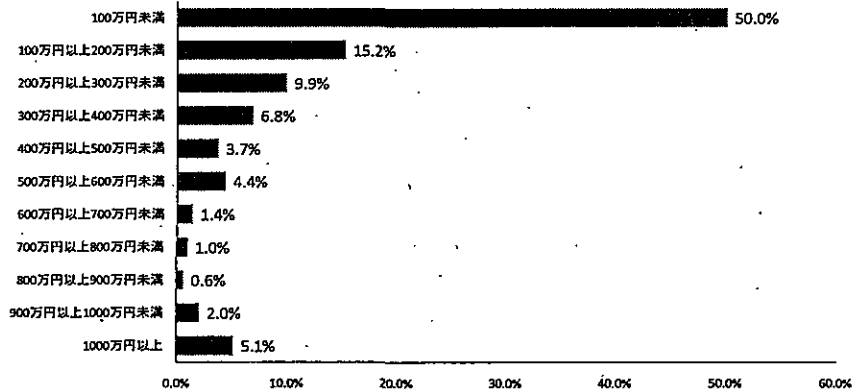
出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

問13 家計全体の現在の資産(預貯金、債券、株式及び投資信託)はどの程度ですか

ハローワークに来所する求職者のうち、世帯の金融資産が最も多かったのは100万円未満の者で50.0%。

なお、現行の緊急人材育成支援事業で給付要件となっている世帯の金融資産が800万円未満の者は92.4%。



出所：厚生労働省調べ(平成21年)

N=1448

基金訓練受講者向けアンケート調査（抄）

（対象者及び給付要件関係）

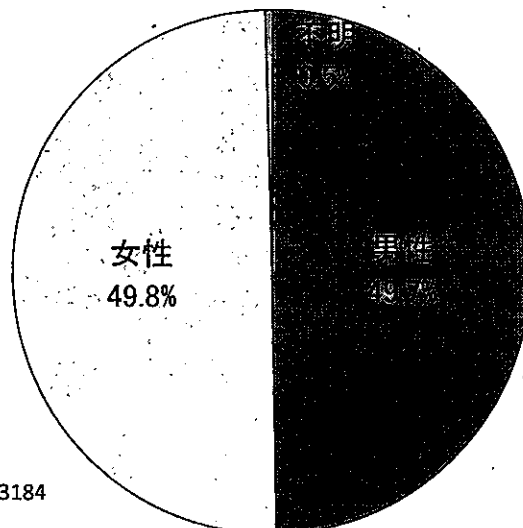
※全体の結果は参考資料として添付

基金訓練受講者の属性等について (雇用保険非受給者)^(※)

※ 有効回答数3625票のうち、問16(生活費の収入源)の選択肢中「3」(本人の雇用保険)を選択しなかった3184票(約9割)について、回答内容を抽出し「雇用保険非受給者」として集計。

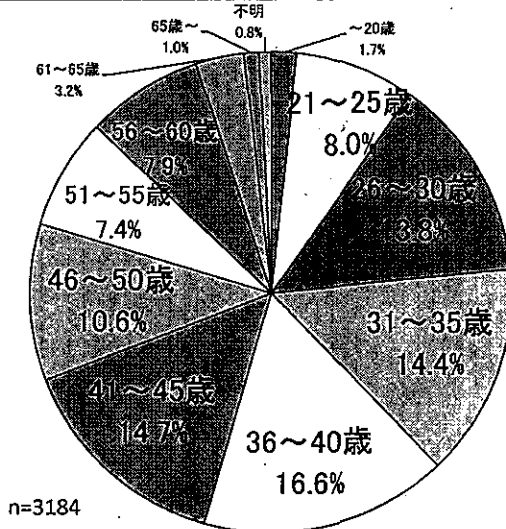
(1) あなたの性別は

→ 男女比はほぼ同程度である。



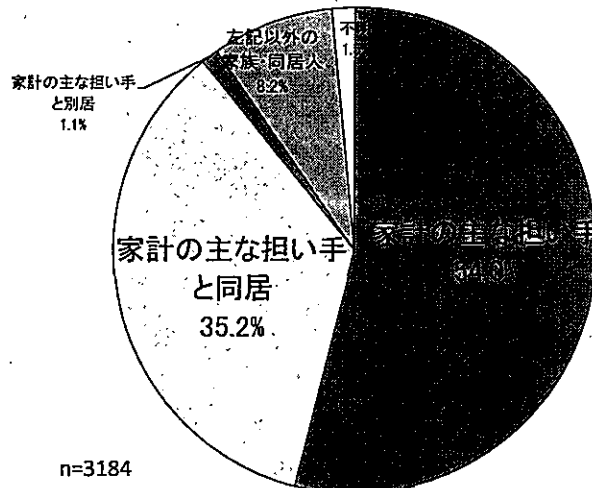
(2) あなたの現在の年齢は

→ 20歳代、30歳代、40歳代と回答した者がそれぞれ2~3割を占めている。



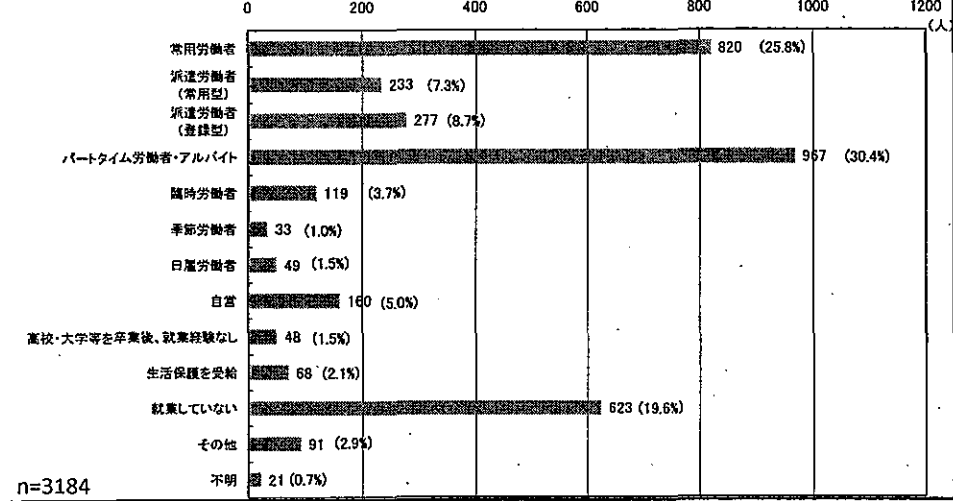
(4) 家計に関するあなたの現在の状況は

→ 「家計の主な担い手である」と回答した者が過半数を占める。



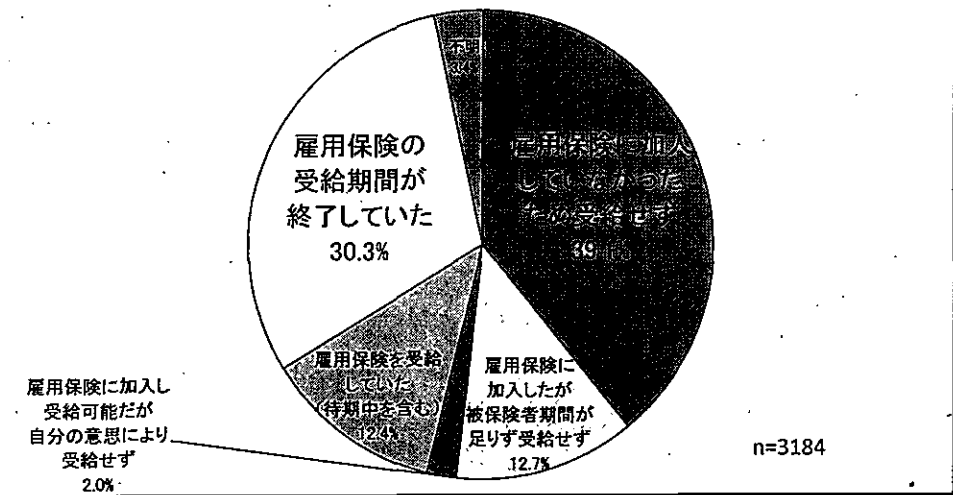
(6) あなたの訓練受講前の直近の就業・生活形態は
(複数回答)

→ 「常用労働者であった」と回答した者は約26%であり、派遣労働者やパートタイム・アルバイト等の非正規労働者であったと回答した者が約53%を占める。



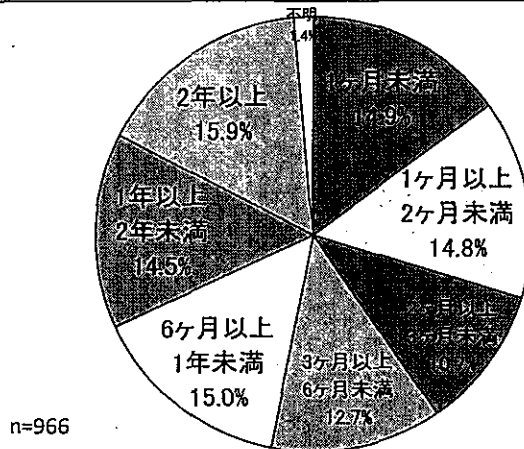
(10) 訓練申込時の雇用保険受給状況は

→ 雇用保険に加入していなかったり、加入していても被保険者期間が足りずに受給資格が得られなかったりしたケースが約5割、雇用保険の受給期間が終了していたり、訓練の途中で終了したりしたケースが約4割。



(付問1)雇用保険の受給期間が終わって、どのくらい経過していますか

→「雇用保険の受給期間が終了していた」と回答した者のうち、約5割あまりが受給期間終了後6カ月未満である一方、1年以上経過している者も約3割に上る。



(11)前職を離職した後、どの程度の期間仕事を探していますか

→「前職の離職後6ヶ月未満」の者が約5割を占める一方で、1年以上の長期失業者も3割近くを占めている。

